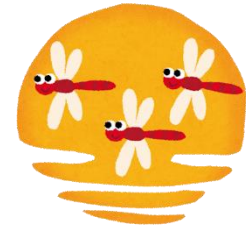


たけせ社会保険労務士事務所

Monthly report



労基法施行規則等の改正案「届出等の際の押印等の廃止・36 協定届などの様式の見直し」について

行政手続における押印の見直しを受け、「労働基準法施行規則等の一部を改正する省令案」のパブリックコメントによる意見募集が、令和2年10月9日から開始されました（意見募集の締切りは令和2年11月7日）。

◆改正の趣旨

労働基準法および最低賃金法の規定に基づき、使用者に提出が求められている届出等について、規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）等において、行政手続における押印の見直しが明記されたことを踏まえ、これら届出等に際し、使用者および労働者の押印、または署名を求めないこととするというものです。

◆規制改革実施計画

令和2年7月17日に閣議決定された規制改革実施計画のデジタルガバメント分野における新たな取組みとして、「行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し」が掲げられ、「各府省は、……原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」ことが明記されました。

◆改正の概要

労働基準法施行規則、事業附属寄宿舎規程、年少者労働基準規則および建設業附属寄宿舎規程ならびに最低賃金法施行規則において、法令上押印等を求めないこととともに、労働基準監督署長等への届出等の際に押

印等を求めている省令様式について押印欄を削除します。

押印等を求めている省令様式のうち、36 協定届など、事業場の労働者の過半数で組織する労働組合または労働者の過半数を代表する者の記載のあるものについては、労働組合の記名がされている場合には事業場の労働者の過半数で組織されている旨を、過半数代表者の記名がされている場合には事業場の労働者の過半数を代表している旨および当該過半数代表者が労働基準法施行規則6条の2第1項各号（※）のいずれにも該当する者である旨のチェックボックスを設けることとするほか、所要の改正を行います。

※①法41条第2号に規定する監督または管理の地位にある者でないこと。②法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きにより選出された者であって、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

◆いつから施行

令和3年4月1日予定（公布日は令和2年12月中旬予定）となっています。



コロナ禍で増える自転車通勤……企業に義務付けられる対応を改めて確認しておきましょう

◆コロナ禍で自転車通勤が増えている

コロナ禍の影響で、電車などの公共交通機関の利用を避ける観点から、自転車通勤が増えています。政府も、「環境問題や災害対応から推進する」と後押しする構えです。

従来、自転車通勤は、事故等への懸念から禁止する企業も多くありました。実際、2019年の統計によると、全国で発生している自転車関連事故数は年間8万件以上。一日平均200件以上の事故が起きている計算です。自転車通勤の要請が高まっている現状と、事故の多さを踏まえて、企業としては、改めて自転車通勤について検討し、対策を講じる必要があります。

◆保険加入の確認時の注意点

なお、自転車事故に適用可能な保険として、個人賠償責任保険があり、自動車保険・火災保険・傷害保険などに特約として付帯することができますが、これは日常生活に起因する事故が対象であり、業務中の事故には適用がないことに注意が必要です。業務使用時の事故による賠償責任をカバーするには、企業賠償責任保険（施設賠償責任保険）や自転車の車体に付帯したTSマーク付帯保険に加入する必要がありますので、この点も確認しておきましょう。



準備は進めていますか？

来年1月1日より子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得ができるようになります

◆「子の看護休暇」制度とは？

育児介護休業法により、小学校就学前の子を養育する労働者は、事業主に申し出ることにより、1年度において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）を限度として、子の看護休暇を取得することができます。

なお、取得できる労働者として、日々雇い入れられる労働者が除かれるほか、一定の労働者を労使協定で対象外とすることができます。

◆「介護休暇」制度とは？

育児介護休業法により、要介護状態にある対象家族の介護や世話をする労働者は、事業主に申し出ることにより、1年度において5日（その介護、世話をする対象家族が2人以上の場合にあっては、10日）を限度として、介護休暇を取得することができます。

取得できる労働者の要件は、子の看護休暇と同じです。

◆何が変わる？

子の看護休暇・介護休暇の取得単位は、1日単位または半日単位（1日の所定労働時間の2分の1。労使協定により異なる時間数を半日と定めた場合には、その半日）とされていますが、令和3年1月1日より、1時間単位での取得が可能となります。

また、1日の所定労働時間が4時間以下の労働者には、半日単位での取得をさせなくてもよいこととされていますが、令和3年1月1日より、1時間単位での取得ができることとなります。

◆何が必要？

育児介護休業規程の見直しが必要となります。さらに、子の看護休暇・介護休暇の時間単位取得は、原則始業時間もしくは終業時間に連続するかたちで取得させればよいこととされていますが、厚生労働省では法を上回る措置として、いわゆる「中抜け」を認める制度とすることを求めています。規程の見直しにあたっては、中抜けを認めることとするかどうかの検討が必要です。

また、時間単位取得が困難な業務がある場合は、労使協定により、その業務に従事する労働者を対象労働者から除外することができるため、該当する業務がある場合は、労使協定の締結も必要となります。



会社への愛着心・信頼感の高い働き方は、オンライン×オフラインの組み合わせ

◆働き方による意識

1 効率的に仕事ができているか

「ほぼ在宅」76.4%、「ハイブリットワーク」76.9%、「ほぼ出社」62.9%と、ハイブリットワークの人が最も高い。

2 会社に対して愛着・信頼を感じているか

「ほぼ在宅」51%、「ハイブリットワーク」72.3%、「ほぼ出社」60.2%と、ハイブリットワークの人が最も高い。

3 社内の同僚や先輩、上司と円滑なコミュニケーションが取れているか

「ほぼ在宅」58.8%、「ハイブリットワーク」69.2%、「ほぼ出社」62.7%と、ハイブリットワークの人が最も高い。

4 テレワークをすることによる生産性の変化

在宅勤務者 テレワークをすることにより生産性が上がったと感じる割合：58.4%

■テレワークで、自身の生産性が上がった理由 TOP3

第1位「集中して作業をする時間が取りやすくなった(65.5%)」

第2位「移動の時間が減った(63.2%)」

第3位「自分の裁量で仕事を進められるようになった(43.7%)」

■テレワークで、自身の生産性が下がった理由 TOP3

第1位「社内の同僚や後輩、上司と円滑なコミュニケーションが取りづらい(51.6%)」

第2位「テレワークで働く環境(仕事場)が整っていない(48.4%)」

第3位「仕事を進めるうえでの確認などが非対面なので難しい(33.9%)」

管理職 部下がテレワークをすることによって生産性が上がったと感じる割合：44.1%

■テレワークで、部下の生産性が上がった理由 TOP3

第1位「集中して作業をする時間が取りやすくなった(62.3%)」

第2位「移動の時間が減った(49.1%)」

第3位「部下の裁量で仕事を進められるようになった(43.4%)」

■テレワークで、部下の生産性が下がった理由 TOP3

第1位「社内の同僚や後輩、上司と円滑な

コミュニケーションが取りづらい(52.2%)」

第2位「テレワークで働く環境(仕事場)が整っていない(41.8%)」

第3位「仕事を進めるうえでの確認などが非対面なので難しい(40.3%)」

テレワークにより、パフォーマンスが上がったと感じる社員が 58.4%いるのに対し、仕事ぶりを感心しない管理職が 55.8%いるという結果が出ています。

総合的には、ハイブリット型での働き方が理想的という結果になっています。職種や業態によって異なりますが、これからニューノーマルといわれる働き方が中心になってくるのは間違いありません。会社にとっても社員にとっても最適な働き方の模索が続くことになるでしょう。



評価制度はこのままで良いのか？

例えばデスクで一生懸命仕事している(フリでも)人、遅くまで残業をしている人を頑張っている人として評価する傾向にありました。

逆に効率良く仕事を終わらせて早く帰る人を、仕事をやっていないと見る傾向がありました。業務の量と質よりも、見えている姿で判断してきたのが日本の評価制度です。

上司が見て判断する能力は、本当の能力なのでしょうか？だから、社員に不平不満が出るのではないのでしょうか？

担当している仕事(職務)で評価すれば、多くの仕事や責任ある仕事をしている人が評価されることになります。

テレワークが進む今日、評価制度も変えていかなければいけないのではないのでしょうか？

当事務所は職務分析・職務評価の第一人者で元生産性本部・経営コンサルタントの西村聡先生の人事評価制度の勉強会に参加しております。

時代に合った人事評価制度について興味を持たれた方はお気軽にお問合せ下さい。(武瀬)